

6. 損 益 計 算 書

(単位:百万円)

科 目	平成 27 年 度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)	平成 28 年 度 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)
	金額	金額
経常収益	4,235,455	3,542,202
保険料等収入	3,357,858	2,615,872
保険料等収入	3,357,042	2,614,768
再保険料等収入	816	1,104
資産運用収益	788,144	816,067
利息及び配当金等収入	690,849	721,464
預貯金	42	16
有価証券利息・配当金	554,603	591,340
貸付金利	90,474	84,525
不動産賃貸料	34,861	35,023
その他利息配当金	10,867	10,557
金銭の信託運用益	0	
金有価証券売償却益	8,415	21,635
金有価証券差益	88,701	56,692
為替差益	153	
特別の勘定収益	24	468
その他の勘定収益	89,452	15,807
年金保険料収入	15,004	110,262
その他の年金保険料収入	66,906	15,339
その他の年金保険料収入	7,540	87,184
その他の年金保険料収入		7,738
経常費用	3,934,501	3,223,747
保険金等支払金	2,301,138	2,204,036
保険年金	562,557	564,719
年給解約の他返戻金	695,922	695,207
再任職準備金等繰入額	409,457	396,440
責任支払準備金等繰入額	454,237	452,951
社員配当金積立利息繰入額	173,064	89,190
資産運用払込利回り	5,898	5,527
支払有価証券売償却損	898,277	323,690
支払有価証券評償償還費	1,659	1,348
支払有価証券派生商品差額	896,366	322,205
支払倒引当金繰入額	251	135
支払賃貸用不動産等減価償却費用	180,002	172,037
その他の勘定資産運用損費用	6,217	11,307
その他の勘定資産運用損費用	1,959	32,078
その他の勘定資産運用損費用	12,791	12,009
その他の勘定資産運用損費用	37	4,423
事業その他経常費用	107,329	90,154
その他の勘定資産運用損費用		399
その他の勘定資産運用損費用		459
その他の勘定資産運用損費用		9,353
その他の勘定資産運用損費用		11,852
その他の勘定資産運用損費用		
経常利益	300,953	318,455
特別利益	2,615	1,766
固定資産等処分益	2,614	1,766
偶発損失引当金戻入額	0	0
特別損失	40,133	64,079
固定資産等処分損失	6,584	4,261
減価格変動損失	3,800	3,033
不動産圧縮助成金	29,195	55,868
会社厚生事業増進成金	553	333
税引前当期純益	263,435	256,141
法人税及び調整額	52,632	36,653
法人税等合計	△7,668	△14,317
法人税期純利余	44,963	22,336
法當	218,472	233,805

注記事項
(貸借対照表関係)

平成28年度(平成29年3月31日現在)

1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については3月中の市場価格等の平均、それ以外については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成12年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地
価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定
なお、平成16年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年
月日および方法は次のとおりであります。
再評価を行った年月日 平成13年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地
価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定め
る「鑑定評価」に基づいて算出
5. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。
6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。な
お、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再
生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的
に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額
から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、
経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債
権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を
総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実
績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。

平成28年度(平成29年3月31日現在)

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は46百万円であります。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務見込額および年金資産見込額に基づいて計上しております。

退職給付債務および退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	10年
過去勤務費用の処理年数	10年

なお、当年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、退職給付引当金の残高はありません。

9. 偶発損失引当金は、保険業法施行規則第24条の4の規定に基づく引当金であり、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関する将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

10. 價格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

11. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成20年3月10日 企業会計基準委員会）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。

なお、平成21年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しておらず、業種別監査委員会報告第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年9月3日 日本公認会計士協会）に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

12. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次的方式により計算しています。

- (1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金には、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、平成8年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約について、予定期率2.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を追加して積み立てることとしたもの（平成19年度から3年間にわたる積立てを完了。なお、年金開始する契約の年金開始後部分は、平成22年度以降も年金開始の都度積立て）が含まれております。

また、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、変額保険および平成7年9月2日以降に契約締結した一時払养老保险契約を対象として平成26年度において積み立てたものが含まれております。

13. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行なっております。

15. 当年度における金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりであります。

- (1) 金融商品の状況に関する事項

平成28年度(平成29年3月31日現在)

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサーブラスを健全性指標の一つとして捉え、サーブラスの変動性（リスク）に着目するサーブラス・マネジメント型ALMによっております。

この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式および投資信託等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、原則として、ヘッジ目的に利用を限定しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成20年3月10日 企業会計基準委員会）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、有価証券は市場リスク（金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等）および信用リスク、貸付金は信用リスクおよび金利の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

外貨建社債は、為替の変動リスクに晒されております。

金利の変動リスクの管理に関しては、サーブラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デュレーションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、限度枠を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社ではVaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルールの遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、資産運用リスク管理小委員会に定期的に（緊急時は遅滞なく）報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、資産運用会議（経営会議）等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定化するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

平成28年度(平成29年3月31日現在)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における主な金融資産および金融負債に係る貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預貯金	323,509	323,509	—
その他有価証券(譲渡性預金)	49,996	49,996	—
買入金銭債権	220,118	230,634	10,516
満期保有目的の債券	197,150	207,666	10,516
その他有価証券	22,968	22,968	—
有価証券	29,505,359	31,644,800	2,139,441
売買目的有価証券	741,879	741,879	—
満期保有目的の債券	4,518,170	5,330,185	812,014
責任準備金対応債券	7,250,615	8,578,042	1,327,426
その他有価証券	16,994,693	16,994,693	—
貸付金	4,681,981	4,976,601	294,619
保険約款貸付	260,726	260,726	—
一般貸付	4,421,255	4,715,875	294,619
貸倒引当金(*1)	△4,422	—	—
	4,677,559	4,976,601	299,042
社債	353,310	383,459	30,149
債券貸借取引受入担保金	130,034	130,034	—
金融派生商品(*2)	20,984	20,984	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,806)	(1,806)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	22,790	22,790	—

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

・資産

① 現金及び預貯金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)に基づく有価証券として取り扱うものについては、③有価証券と同様に評価しております。

② 買入金銭債権

買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)に基づく有価証券として取り扱うものについては、③有価証券と同様に評価しており、時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された理論価格または取引相手先から入手した3月末日の時価等によっております。

③ 有価証券

その他有価証券のうち市場価格のある国内株式については、3月中の市場価格の平均等によっております。上記以外の有価証券については3月末日の市場価格等によっております。

なお、市場価格がない非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておらず、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当年度末における貸借対照表価額は、1,358,051百万円(うち子会社株式及び関連会社株式891,559百万円)であります。また、当年度において、子会社株式及び関連会社株式以外の非上場株式等について34百万円減損処理を行っております。

平成28年度(平成29年3月31日現在)

④ 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっております。なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

・負債

① 社債

3月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。

② 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

・金融派生商品

① 株価指指数先物、債券先物等の取引所取引の時価については、3月末日の終値または清算価格等によっております。

② 外国為替予約等の店頭取引の時価については、3月末日のTTM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格または情報ベンダーが提供する価格によっております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。

③ 金利スワップ取引の時価については、将来キャッシュ・フローの差額を現在価値に割り引いた理論価格によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

① 売買目的有価証券において、当年度の損益に含まれた評価差額は3,419百万円であります。

② 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	①国債・地方債等	3,819,916	4,548,790	728,873
	②社債	575,168	651,759	76,590
	③その他	269,112	287,460	18,348
	合計	4,664,197	5,488,010	823,812
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	2,800	2,780	△19
	③その他	48,323	47,061	△1,262
	合計	51,123	49,841	△1,281

(*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

平成28年度(平成29年3月31日現在)

③ 責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当年度中に売却した責任準備金対応債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	①国債・地方債等	7,212,028	8,536,231	1,324,203
	②社債	37,687	40,912	3,225
	③その他	—	—	—
	合計	7,249,715	8,577,144	1,327,428
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	900	898	△1
	③その他	—	—	—
	合計	900	898	△1

④ その他有価証券の当年度中の売却額は709,394百万円であり、売却益の合計額は21,635百万円、売却損の合計額は32,078百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えるもの	(1)株式	1,573,628	3,927,005	2,353,377
	(2)債券	4,662,842	5,119,499	456,657
	①国債・地方債等	3,394,352	3,773,363	379,011
	②社債	1,268,490	1,346,136	77,646
	(3)その他	4,385,774	5,177,901	792,127
	合計	10,622,245	14,224,406	3,602,161
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	(1)株式	96,754	91,605	△5,149
	(2)債券	204,402	202,649	△1,753
	①国債・地方債等	249	238	△10
	②社債	204,153	202,410	△1,743
	(3)その他	2,627,296	2,548,997	△78,299
	合計	2,928,453	2,843,251	△85,202

(*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

なお、外貨建その他有価証券のうち債券について、円相場の著しい上昇により生じた換算差額を有価証券評価損として計上しておりますが、この計上の要否を判定するにあたり、当年度より、3月末日の為替相場による方法から、3月中の平均相場による方法に変更しております。この変更による損益への影響はありません。

⑤ 上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当年度において、その他有価証券で時価のある株式等について334百万円減損処理を行っております。

平成28年度(平成29年3月31日現在)

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預貯金	323,312	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	220,118
貸付金(*)	470,932	807,642	586,427	528,367	796,471	1,230,089
有価証券	524,238	1,601,076	2,990,926	2,469,878	1,626,311	14,579,064
満期保有目的の債券	124,610	334,382	371,346	395,496	814,796	2,474,738
責任準備金対応債券	—	10,238	109,978	190,714	94,984	6,844,699
その他有価証券のうち満期があるもの	399,628	1,256,455	2,509,601	1,883,667	716,530	5,259,626
合計	1,318,483	2,408,718	3,577,353	2,998,245	2,422,782	16,029,271

(*)貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない1,305百万円は含めておりません。

(*)貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

(注4) 社債および債券貸借取引受入担保金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
社債	—	—	—	—	—	353,310
債券貸借取引受入担保金	130,034	—	—	—	—	—
合計	130,034	—	—	—	—	353,310

16. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しております、当年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は562,987百万円、時価は665,227百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっております。

17. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、20,066百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額はありません。また、延滞債権額は4,284百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額44百万円、延滞債権額1百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は15,781百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

平成28年度(平成29年3月31日現在)

- 1 8 . 有形固定資産の減価償却累計額は、4 0 9 , 4 5 4 百万円であります。
- 1 9 . 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、8 0 9 , 8 4 1 百万円であります。
なお、同勘定の負債の額も同額であります。
- 2 0 . 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、2 , 6 8 9 , 2 0 5 百万円であります。
- 2 1 . 子会社等に対する金銭債権の総額は、3 , 9 3 0 百万円、金銭債務の総額は、3 , 7 0 1 百万円であります。
- 2 2 . 貸借対照表に計上した有形固定資産および無形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機およびその周辺機器等があります。
- 2 3 . 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|-------------------|
| 当期首現在高 | 2 4 0 , 9 0 2 百万円 |
| 前期剰余金よりの繰入額 | 1 6 5 , 7 0 7 百万円 |
| 当期社員配当金支払額 | 1 6 9 , 8 3 2 百万円 |
| 利息による増加等 | 1 8 2 百万円 |
| 当期末現在高 | 2 3 6 , 9 5 9 百万円 |
- 2 4 . 保険業法第60条の規定により基金を1 0 0 , 0 0 0 百万円新たに募集いたしました。
- 2 5 . 基金を5 0 , 0 0 0 百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。
- 2 6 . 担保に供されている資産の額は、有価証券3 , 3 3 1 百万円であります。
- 2 7 . 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸取引による有価証券を含む）の貸借対照表価額は、1 , 5 1 6 , 3 6 9 百万円であります。
- 2 8 . 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、2 9 , 3 2 0 百万円であります。
- 2 9 . 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債であります。
- 3 0 . 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は4 9 , 7 0 5 百万円であります。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
- 3 1 . 退職給付に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

平成28年度(平成29年3月31日現在)

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3 0 1 , 6 1 1 百万円
勤務費用	1 0 , 6 5 8 百万円
利息費用	2 , 7 1 4 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	7 6 7 百万円
退職給付の支払額	△ 2 4 , 3 0 0 百万円
期末における退職給付債務	<u>2 9 1 , 4 5 1 百万円</u>

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	3 3 8 , 7 5 5 百万円
期待運用収益	3 , 2 6 5 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	4 1 , 2 6 1 百万円
事業主からの拠出額	9 , 7 3 0 百万円
退職給付の支払額	△ 9 , 1 0 8 百万円
期末における年金資産	<u>3 8 3 , 9 0 5 百万円</u>

③ 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	2 9 0 , 3 8 5 百万円
年金資産	△ 3 8 3 , 9 0 5 百万円
	△ 9 3 , 5 1 9 百万円
非積立型制度の退職給付債務	1 , 0 6 6 百万円
未認識数理計算上の差異	1 7 , 2 8 6 百万円
未認識過去勤務費用	4 , 3 2 2 百万円
退職給付引当金（△は前払年金費用）	<u>△ 7 0 , 8 4 4 百万円</u>

④ 退職給付に関する損益

勤務費用	1 0 , 6 5 8 百万円
利息費用	2 , 7 1 4 百万円
期待運用収益	△ 3 , 2 6 5 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	2 5 , 2 0 4 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 8 6 6 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>3 4 , 4 4 5 百万円</u>

⑤ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	6 . 6 %
株式	4 4 . 1 %
生命保険一般勘定	2 6 . 3 %
共同運用資産	1 7 . 5 %
現金及び預金	1 . 1 %
その他	4 . 4 %
合計	<u>1 0 0 . 0 %</u>

年金資産合計には、退職給付信託が 5 6 . 1 % 含まれております。

⑥ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

平成28年度(平成29年3月31日現在)

⑦ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当年度末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率 0.9%

長期期待運用収益率

確定給付企業年金 2.0%

退職給付信託 0.0%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は1,065百万円であります。

32. 子会社等の株式等は、892,181百万円であります。

33. 繰延税金資産の総額は、653,540百万円、繰延税金負債の総額は、989,150百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、3,135百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金409,795百万円および価格変動準備金161,481百万円であります。

繰延税金負債の発生の主なものは、その他有価証券の評価差額942,376百万円であります。

当年度における法定実効税率は28.20%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△18.05%であります。

34. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という）の金額は9百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は21,315百万円であります。

注記事項

(損益計算書関係)

平成28年度

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 子会社等との取引による収益の総額は、17,732百万円、費用の総額は、34,668百万円であります。
2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券523百万円、株式等3,976百万円、外国証券17,135百万円であります。
有価証券売却損の内訳は、国債等債券362百万円、株式等605百万円、外国証券31,110百万円であります。
有価証券評価損の主な内訳は、株式等366百万円、外国証券11,168百万円であります。
3. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は42百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は7,946百万円であります。
4. 「金融派生商品費用」には、評価損が161,312百万円含まれております。

5. 当年度における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用 途	件 数	減 損 損 失 (百万円)		
		土 地	建 物	計
賃貸不動産等	0 件	—	—	—
遊休不動産等	17 件	714	2,319	3,033
合 計	17 件	714	2,319	3,033

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを1.97%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。